設備投資に活用できる税制優遇制度をご存じですか？

経営力向上計画

（中小企業等経営強化法）のご案内

経営力向上計画の3大メリット

01 税制措置



設備購入の際に

即時償却

または

税額控除
（最大10%）

のどちらかを選択できます。

02 金融支援



政策金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

03 法的支援



業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に関する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例措置を受けることができます。

「経営力向上計画」とは？

経営力向上計画とは、設備投資や人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上など自社の経営力を向上するために実施する計画のことをいいます。



対象となる設備等 ※A類型の場合

設備の種類	用途又は細目	最低価格	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	40万以上	5年以内
器具備品	全て	40万以上	6年以内
建物付属設備	全て	60万以上	14年以内
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び、分析・指示機能を有するもの	70万以上	5年以内

【原則】申請の流れ

取得まで最大６０日 → 工業会証明書

認定まで３０日程度 → 経営力向上計画

例外あり
取得後でもまだ間に合う!
（６０日間）

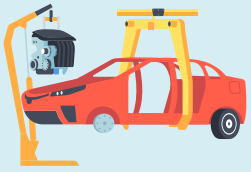
申請 → **取得** → **申請** → **認定** → **設備取得** → 事業年度末 → **税務申告**

機器メーカーまたは販売店に
「工業会証明書」
の手配を依頼（A類型のみ）



各事業分野の担当省庁へ
計画申請書を提出
（電子申請又は郵送）







例外として、計画の申請前に設備を取得することも認められています。
ただし、設備の検収後60日以内に計画申請（受理まで）する必要があります。

注意事項

計画の策定には一定の期間を要します。既に設備を導入済みの方や、
近日中に設備の導入を予定されている方は、お早めにご検討ください！

設備投資系補助金のことなら
実績のある弊社へご相談ください！



with-B株式会社
〒141-0001 東京都品川区北品川5丁目5-15 大崎ブライトコア 4F SHIP
中小企業診断士　ITコーディネーター
with-B株式会社 代表取締役